

岡山県計量法関係手数料

5 基準器検査

区 分	金 額	
	現 行	改 訂
1 長さ基準器		
タクシーメーター装置検査用基準器	13,690円	<u>14,130円</u>
2 質量基準器		
(1) 基準手動天びん		
感量が1mgを超え又はひょう量の2万分の1を超えるもの	4,980円	<u>5,220円</u>
(2) 基準台手動はかり		
ひょう量が1kg以下のもの	3,370円	<u>3,480円</u>
ひょう量が10kg以下のもの	5,330円	<u>5,590円</u>
ひょう量が50kg以下のもの	7,850円	<u>8,230円</u>
ひょう量が200kg以下のもの	10,580円	<u>10,920円</u>
ひょう量が500kg以下のもの	14,110円	<u>14,560円</u>
ひょう量が500kgを超えるもの	14,110円 に、ひょう量500kgまでを増すごとに14,110円の2分の1の額を加えた額	<u>14,560円</u> に、ひょう量500kgまでを増すごとに14,560円の2分の1の額を加えた額
(3) 基準直示天びん		
感量が1mgを超え又はひょう量の2万分の1を超えるもの	7,950円	<u>8,200円</u>
(4) 基準分銅		
① 1級である旨の表記のあるもの		
表す質量が200g以下のもの	3,220円	<u>3,320円</u>
表す質量が200gを超えるもの	7,960円	<u>8,210円</u>
② 2級である旨の表記のあるもの		
表す質量が5kg以下のもの	640円	<u>670円</u>
表す質量が50kg以下のもの	780円	<u>810円</u>
表す質量が50kgを超えるもの	8,900円	<u>9,190円</u>
③ 3級である旨の表記のあるもの		
表す質量が5kg以下のもの	480円	<u>500円</u>
表す質量が50kg以下のもの	650円	<u>680円</u>
表す質量が50kgを超えるもの	7,160円	<u>7,390円</u>
3 体積基準器		
基準タンク		
① 全量が0.25m ³ 以下のもの	13,690円	<u>14,130円</u>
② 全量が1m ³ 以下のもの	34,230円	<u>35,340円</u>
ニ以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが一増すごとに、①又は②に掲げる金額の2分の1の額を加算するものとする。 油用の基準タンクについて使用中の油により検査を行うときは、①又は②に掲げる金額の2倍の額とする。		

※ 「感量」とは、質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。